令和元年・平成31年度

事業計画

≪基本方針≫

今、国は低成長の時代、加えて少子・高齢の社会であって、小さな政府の実現と、社会福祉費用の負担削減を目指すため、「行政改革」「経済構造改革」「金融改革」「財政改革」「教育改革」「社会保障(医療・年金・福祉)改革」はき喫緊の課題となっております。

今年の10月から消費税が増税になり、社会全体の構造がどのように変わるのか、障害者福祉はどうなるのか、その課題を考えておかなければならない。

さらに、令和3年度(2021年度)の報酬改定に向けて

「支援施設・障害児施設の在り方」・「支援の質の評価」等、その他多岐にわたった研究と実態調査が行われ、利用者はもとより支援施設も多くの変化が見込まれます。

「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現」

―新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン―厚労省2015・9・17

なぜ地域なのか？

地域の暮らしにおける安心感と生きがいを生み出す。

地域の持つ可能性を切り開き、地域課題に取り組み、地域が基盤となった支援体制を構築していく。

利用者(家族)と支援施設は、研修を積み重ね、行政の助言・指導を受けながら「障害者が安心・安全で快適な暮らしができる」地域社会の実現を目指す活動をしていかなければならない。

≪具体的活動方針≫

１、24時間一貫した快適な支援施設の新設請願

地方公共団体・議会に働きかけ、地方から国を変えてゆく。新しい支援　施設を制度化するために請願を続けます。本年度は、政令都市である熊本市　への請願を計画します。また、この運動は全国の家族会連合会加盟の県連が　実践することにより、より強固となるものです。

　　また、県や市町村への要望活動、意見交換の機会も作ります。

２、新しい形の支援施設のあり方に関する提言パートⅡ

　　全施連が、これまで「家族が求める暮らしのあり方提言集」を発刊し、６　年が経過しています。判りづらいとのことから、その後提言Ⅱのプロジェ　　クトチームを立ち上げ、平成３０年度には、６回に渡り編集専門会議を開き　　執筆者による「提言書・地域共生ホーム」の図書を今年８月に出版します。

　　これは、会員の方は勿論ですが、外部の関係者にも理解されような具体的　　　な案を作成した本を出版します。

　　　きずなの会では、この本とともに、勉強会・研修会に役立て、また、県　　・市町村への請願や要望活動、意見交換会等にも活用してまいります。

３、組織の活性化対策

組織対策委員会を中心に、新たなブロック家族会を設置し各家族会の活動を把握していく。契約制度の周知状況・家族会の開催状況・障害者支援施設と介護保険制度との関係などについて学習し、会員の皆様の家族会への関心と活性化を図ってまいります。

４、広報「きずな」の発行

広報きずなは、広報委員会の精力的な働きで、年間2回の発行を行っています。各家族会を代表いただく理事役員の努力には、限界もあり会員一人ひとりに活動内容を知らせることは不可能であります。会報の内容もさらに充実しながら、皆さんに読んでいただける紙面づくりに取り組んでまいります。

５、理事・会員のための研修会

障害者本人の意思決定支援を尊重する。虐待や差別事象は、どんな小さなことでも見逃さない。施設や職員との関係は、常に良好にし、協力していくことが大事なことと思っています。施設長などとのコミュニケーションは、大切であり、家族が常に研修会などの学習の機会をとらえ、福祉制度の知識を習得して施設で生活する我が子らの日々の安定した暮らしを支援していきます。

６、友誼団体との連携強化

施設協会との合同学習会や催事に積極的に協力する。同じ親・家族の会である障害児・者親の会連合会と手を取り合い、更には他の障害者家族会などと障害福祉向上を目的とし、て、連携強化を図り、障害者の福祉改善に努力します。

７、2020熊本大会の着実な準備作業

実行委員長を中心に各部組織で業務分担し、組織を上げて大会成功に向け取り組みましょう。

令和元年(平成31年)度　総会**スローガン**

障害者が、生活施設で安心・安全・快適な日常が過ごせるような制度を確立しよう。

施設家族会は、施設行事に積極的に参加し、施設及び施設職員と連携し地域の皆さんに理解してもらう活動に努めましょう。

第52回　総会決議(案)

障害者の障害の重度化・高齢化、更には、家族の高齢化も深刻で、在宅で家族の支援も失っていくなか、制度としてこれ以上の福祉の後退は許されない。

充実した公的支援制度の実現を願っていますが、現実には福祉政策の変化が起こっています。「地域共生社会」の実現に向け、「共生型サービス」の創設が行われます。

これが知的障害者を含め、すべての人々にとって快適な暮らしができることを求め、次の事項をこの大会の決議とします。

決議

１、　24時間切れ目のない支援・介護が可能な障害者支援施設やグループホーム、地域生活支援事業施設の充実をしてください。

２、　安心して必要な支援・介護が受けられる職員の定員増と、更なる処遇改善費の充実をしてください。

３、　障害福祉制度と介護保険制度との一体化・統合はしないでください。

４、　障害支援区分は支援の制限につながりますので、必要な支援が受けられる仕組みに変えてください。

令和元年６月２９日

熊本県知的障害者施設家族会連合会（きずなの会）